

千葉県総合評価方式 技術資料作成の手引き

(千葉県総合評価方式ガイドライン令和8年4月対応版)

【営繕チャレンジ型版】

令和8年6月

千葉県

はじめに

千葉県では、設計金額2千万円以上の建設工事の一般競争入札について、総合評価方式による落札者決定をしていますが、近年の営繕工事における入札不調を踏まえ、公共工事の受注実績の無い企業を参加しやすくするため、発注機関にこだわらず、同種性の高い民間工事を含め実績を評価し、県の工事成績等を評価対象としない営繕チャレンジ型を試行導入し、企業の新規参入の促進を図ることにしました。

この「技術資料作成の手引き【営繕チャレンジ型版】」は、円滑な入札の執行と入札参加資料作成者の負担軽減を図ることを目的に「千葉県総合評価方式ガイドライン」を補完するものです。

記載内容は、総合評価方式における各評価項目について、「評価基準」「記載要領」「評価のポイント」「記載例」としており、営繕チャレンジ型において独自に設定された評価項目やその運用に対応しています。

資料の作成にあたっては「千葉県総合評価方式ガイドライン」と合わせまして、この手引きをご活用ください。

目次

第1章 総則	- 1 -
1. 技術資料作成にあたって	- 1 -
2. 実施手順等について	- 1 -
3. 問い合わせ先	- 1 -
第2章 技術資料の作成方法	- 2 -
【用語の定義】	- 2 -
【提出する技術資料】	- 3 -
1. 共通事項	- 4 -
2. 評価項目一覧	- 5 -
様式第1号（営繕チャレンジ型）：評価点算定資料一覧表	- 5 -
4. 企業の施工能力	- 7 -
様式第3号（営繕チャレンジ型）：過去10年間の同種工事の施工実績	- 7 -
様式第5号（営繕チャレンジ型）：登録基幹技能者の配置	- 11 -
5. 配置予定技術者の能力	- 15 -
様式第6号（営繕チャレンジ型）：配置予定技術者の資格・施工経験・CPDの取組	- 15 -
様式第6号（営繕チャレンジ型）：配置予定技術者の評価対象期間の追加事由	- 25 -
様式第7号（営繕チャレンジ型）：若手技術者・女性技術者の配置	- 27 -
6. 地域精通度	- 30 -
様式第8号（営繕チャレンジ型）：当該管内での施工実績	- 30 -
7. 地域貢献度	- 34 -
様式なし：営業拠点の所在地	- 34 -
8. 一抜け方式入札について	- 35 -
第3章 入札手続き・評価方法など	- 36 -
1. 契約内容の担保	- 36 -
2. 評価調書（評価結果）	- 37 -
3. JVの評価方法について	- 39 -

第1章 総則

1. 技術資料作成にあたって

この「技術資料の手引き【営繕チャレンジ型版】」の内容は、標準的な技術資料の考え方を示しています。発注者が入札公告・入札説明書等で記載している事項は、その内容が優先されますので、ご注意ください。

なお、総合評価方式の入札に参加する際には、建設・不動産課ホームページに掲載されている最新の内容を必ずご確認ください。また、技術資料の様式は、その都度最新のをダウンロードし、作成ください。

(総合評価方式について (建設工事))

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/sougouhyouka/guideline/hinshitsu.html>

(最新の様式の入手先)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/teisyutuyousikir0804.html>



2. 実施手順等について

営繕チャレンジ型の実施手順については特別簡易型を、評価項目の入札参加資格要件別設定等については特別簡易型 (A) を、加算点の設定については特別簡易型 (B・C) を準用します。

3. 問い合わせ先

本営繕チャレンジ型は県土整備部において試行する型式です。

総合評価方式(営繕チャレンジ型)の一般的な内容についての質問先は以下のとおりです。

県土整備部 建設・不動産課技術審査室

[043-223-3506]

第2章 技術資料の作成方法

【用語の定義】

本手引きで定める用語の定義は以下のとおりとする

国等 とは

国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）

県等 とは

都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社

市町村等 とは

市町村（政令指定都市を除く）、東京都23区（特別区）、
千葉県内の以下a～cのいずれかの団体

- a 地方自治法に基づく一部事務組合、又は広域連合等
- b 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村、又は一部事務組合の土地開発公社
- c 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を抛出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為、又は定款の目的又は事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人、又は同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）

過去〇か年度間 とは

令和8年度に入札公告する場合

過去2か年度間 … 令和6年度～令和7年度

過去4か年度間 … 令和4年度～令和7年度

過去5か年度間 … 令和3年度～令和7年度

過去10か年度間 … 平成28年度～令和7年度

過去〇年間 とは

当該工事の入札公告日の前年度から〇か年度間及び当該年度の入札公告日までを加えた期間（例 過去10年間とは、当該工事の入札公告日の前年度から10か年度間及び当該年度の入札公告日までを加えた期間）

工種：〇〇 とは

建設業法第二条第一項の別表における建設工事の種類のこと、当該工事の入札公告に記載された工種（土木一式、とび・土工・コンクリート、建築一式等）

設計金額 とは

本手引きにおいては、予定価格のことを指す。

【提出する技術資料】

技術資料一覧表

様式名	評価項目	摘要
様式第1号 (営繕チャレンジ型)	評価点算定資料一覧表	必須様式
様式第3号 (営繕チャレンジ型)	過去10年間の同種工事の施工実績	別途添付資料あり
様式第5号 (営繕チャレンジ型)	登録基幹技能者の配置	
様式第6号 (営繕チャレンジ型)	主任(監理)技術者資格	別途添付資料あり
	過去10年間の同種工事の施工経験	
	継続教育(CPD)の取得状況	
	配置予定技術者の評価対象期間の追加事由	
様式第7号 (営繕チャレンジ型)	若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置	別途添付資料あり
様式第8号 (営繕チャレンジ型)	過去10年間の当該管内での施工実績	別途添付資料あり

1. 共通事項

資料作成上の留意点

- (1) 各様式欄外の注記を必ず確認し、各項目の記載をお願いします。
- (2) 資料作成時には、必ずそれぞれの評価対象期間を確認してください。
(入札公告を確認)
- (3) 会社名及び工事名の記載漏れ・誤記は、当該工事への入札参加者からの正しい申請か否か確認できないことから、技術評価点が加点されません。
- (4) 提出資料の誤記については、添付資料を確認の上、本来の点数より高く申請されている場合、本来の点数で評価します。また、本来の点数より低く申請されている場合、申請の点数で評価します。
- (5) 各様式の添付があっても、様式第1号において申請点数の記載漏れ・誤記がある場合、当該項目は加点されません。また申請点数の記載があっても、必要な各様式や添付資料が無い場合も加点されません。
- (6) 技術資料の提出期限日までは、資料の修正、再提出は可能です。
- (7) 実績なしや配置をしない等で加点とならない(0点)評価項目の様式については提出不要です。

2. 評価項目一覧

様式第 1 号（営繕チャレンジ型）：評価点算定資料一覧表

記載要領

- (1) 様式第 1 号については、申請点数は自社の提出資料に基づき、入札公告文を確認し各項目の該当する点数を記載してください。（記載が無い場合は 0 点として扱います。）
- (2) 営繕チャレンジ型用の様式を使用してください。
（経常 JV の場合は様式第 1 号を構成員毎に作成し、別途、所定の比率計算及び合算した様式第 1 号（営繕チャレンジ型・経常 JV 用）を作成した上、併せて提出してください。）
- (3) 様式第 1 号の各評価項目の対象区分が「上記以外」、「配置なし」など、申請点数が 0 点になる場合は、各様式・提出資料は提出不要です。
- (4) 申請点数や提出資料の確認に必要な基本情報となりますので、入札公告の内容を確認し齟齬が無いよう、必ず複数人で確認するなどの対策を行って提出してください。
※各評価項目、添付様式との整合と点数の記載を再確認してください。

評価のポイント

- (1) 様式第 1 号が未提出の場合、又は白紙で提出された場合は、技術評価点は、0 点となります。（重要な様式のため必ず提出してください。）
- (2) 区分・申請点数の記載漏れがこれまでも散見されており、この場合、それぞれの項目は加点されません。
（該当する項目の点数は 0 点となりますので特に注意してください。）

評価点算定資料一覧表

【営繕チャレンジ型】

工事名: ○○○工事

工種: ○○

会社名: □□□

入札公告を確認し、工事名、会社名を入力し、工種を選択してください。

設定項目 凡例
 ◎ 必須項目
 ○ 選択項目
 - 非設定項目

区分	評価項目	設定項目	細目	対象区分	選択	申請点数	様式	留意事項
企業 の 技術 力	企業 の 施 工 能 力	◎	過去10年間の同種工事の施工実績	高い同種性がある	●	6点	第3号(営繕チャレンジ型)	
				同種性がある	-			
				上記以外	-			
		○	登録基幹技能者の配置	配置あり	●	1点	第5号(営繕チャレンジ型)	
	配置なし	-						
	配置 予 定 技 術 者 の 能 力	○	主任(監理)技術者資格	入札公告に記載された資格	●	2点	第6号(営繕チャレンジ型)	
				上記以外	-			
		◎	過去10年間の同種工事の施工経験	高い同種性がある	●	4点	第6号(営繕チャレンジ型)	
同種性がある				-				
◎	若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置	配置あり	●	1点	第7号(営繕チャレンジ型)			
		配置なし	-					
○	継続教育(CPD)の取組状況	あり	●	1点	第6号(営繕チャレンジ型)			
なし	-							
企業 ・ 社 会 性 質	地域 精 通 度	◎	過去10年間の当該管内での施工実績	国・県等の実績	●	2点	第8号(営繕チャレンジ型)	
				市町村等の実績	-			
				上記以外	-			
	貢 献 度	○	営業拠点(本店)の当該管内における所在地	当該管内に本店あり	●	2点	提出書類なし	
当該管内に本店なし				-				
合 計 点						19点		

4. 企業の施工能力

様式第3号（営繕チャレンジ型）：過去10年間の同種工事の施工実績

評価項目	評価基準								
1 過去10年間の同種工事の施工実績 ・元請けとして施工した同種工事の施工実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上のものに限る）を評価 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 評価対象工種：全ての工種 // 機関：発注者は問わない（民間工事も対象） // 期間：過去10年間 </div> （1）同種工事は工事毎に設定し、入札公告に記載する。	【営繕チャレンジ型】 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>配点</th> <th>対象区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>高い同種性がある</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>同種性がある</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>上記以外</td> </tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	6	高い同種性がある	3	同種性がある	0	上記以外
配点	対象区分								
6	高い同種性がある								
3	同種性がある								
0	上記以外								

記載要領

（1） 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）であることにより評価します。

公共工事、民間工事共に評価の対象となりますが、添付の証明資料で工事毎に設定される同種工事の要件を満たしていることが確認できる必要があります。公告文に記載された「高い同種性がある工事」又は「同種性がある工事」に該当することを証明できる資料の写しを添付してください。単一の資料で十分に確認できない場合は、複数の資料で要件を満たすことを証明してください。

＜証明資料に求める事項＞

- ・当該工事が公告文に記載された期日までに完成したことが確認できること
- ・元請工事であること
- ・公告文に記載された工種、構造、用途又は規模等が確認できること

＜証明資料の例＞

- ・コリンズ竣工実績データ（公共工事の場合）
- ・契約図書（契約書、函面、特記仕様書等）
- ・竣工函面・完成写真
- ・建築基準法の規定による検査済証
- ・建築工事完了引渡証明書等、工事の完成や引き渡しを証明する書面
- ・工事代金の領収書等、工事費の完成払いの完了が確認できる書面
- ・建物の登記事項証明書
- ・その他、工事発注者が工事の完成を確認したことを示す書面

なお、入札参加資格確認申請と同一の工事とする場合は、証明資料はこれを兼

ねることができます。

(2) 様式第3号について、欄外の注記、本書の記載例を確認し、記載してください。

(3) 記載する同種工事の実績の件数は原則1件とします。ただし、複数の工事と同種工事の実績を申請する場合は、全ての工事について様式第3号を作成してください。

例)「〇〇を伴う□□工事(同一の工事でなくても可)」が評価対象の場合

A工事: 〇〇の工事実績として、様式第3号を作成

B工事: □□の工事実績として、様式第3号を作成

(4) 工事概要の欄については、当該工事が同種工事であることがわかるように、該当する工種や建物の構造・規模などを記載してください。

(5) 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から10か年度及び、当該年度の入札公告日までの期間に完成した工事とします。

例) 公告日: 令和8年4月23日

期 間: 平成28年4月1日から令和8年4月23日まで

(6) 公共工事にあっては、入札公告日までに完成通知書が提出されており技術資料の提出までに検査結果通知書を受け取っているものを、民間工事にあっては、技術資料の提出までに発注者が完成を確認し支払や登記を行っているものを、「完成した工事」とします。

なお、民間工事にあっては、各書類において完成日が表記されない場合があるため、当面の間、完成したことがわかる書類(当該工事が竣工し、発注者への引き渡しが行われ、発注者からの支払いが済んでいることがわかる書類)の写しで確認できる日付を完成日と見なして評価します。

(完成したことがわかる書類の例)

- 建築基準法の規定による検査済証
- 建築工事完了引渡証明書等、工事の完成や引き渡しを証明する書面
- 工事代金の領収書等、工事費の完成払いの完了が確認できる書面
- 建物の登記事項証明書

評価のポイント

- (1) JV構成員としての実績は、施工実績の評価に出資比率を掛けずに単独工事と同様に評価します。
ただし出資比率が20%未満の場合には実績として評価しません。
- (2) 評価対象に複数の要件を設定した場合、例えば、一方は高い同種性がある工事の実績、もう一方は同種性がある工事の実績と異なる場合は、評価の低い方の実績で評価します。
例)「〇〇を伴う□□工事(同一の工事でなくても可)」が評価対象で、
A工事：〇〇の工事実績……………高い同種性がある工事の実績
B工事：□□の工事実績……………同種性がある工事の実績 の場合、
⇒同種性がある工事の実績(評価の低い方)で評価します(3点)
- (3) 合併前の企業の施工実績や工事成績は、合併後の企業にも引き継がれるものとして扱います。
ただし、工事の種類や業種が指定された項目は、当該工事を請け負う部門が新会社に引き継がれたことが確認出来る場合に限り評価します。
(土木部門が切り離され建築部門だけ新会社に移行した場合、土木部門の実績や工事成績は新会社に引き継がれません)。

過去10年間の同種工事の施工実績

工事名: ○○○工事

工事概要等	対象区分	●	高い同種性がある		
		—	同種性がある		
		—	上記以外		
	発注者名	○○○○○			
	工事名	△△△△工事			
	コリズ登録番号※1	4999999991			
	工事箇所	○○○			
	請負金額	○○			
	請負金額(全体)	○○			
	工期	令和△年 9月30日	～	令和△年 3月25日	
受注形態	●	単体	—	共同企業体	
	共同企業体名				
	出資比率				
工事概要	鉄筋コンクリート造 地上2階建て 延べ面積700㎡ 上記建築物の新築に係る●●●工事				

添付資料のみで「同種工事」であると判断できる資料を漏れなく添付すること

※同種工事であることがわかるように記載する。

※1 当該工事がコリズに竣工登録されている場合は記入すること

【記入における留意事項】

- 1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き(営繕チャレンジ型)」を確認すること。
 - 2 記載する同種工事の実績の件数は原則1件とする。
(複数の工事で同種工事の実績を申請する場合を除く)
 - 3 請負金額(全体)は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
 - 4 当該工事の内容を証明できるもの(コリズ竣工実績データ、契約書、図面の写し等)を添付すること。
(竣工していることがわかる書類(公共工事の場合はコリズ竣工実績データ、民間工事の場合は工事完了引渡証明書、など)を忘れないこと。)
- なお、参加資格確認申請書と同一の工事とする場合には、証明資料はこれを兼ねることができる。

添付資料のみで「同種工事」であると判断できる資料を漏れなく添付すること

様式第5号（営繕チャレンジ型）：登録基幹技能者の配置

評価項目	評価基準						
<p>2 登録基幹技能者の配置</p> <p>・当該工事に関連する種類の登録基幹技能者を配置する場合に評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>評価対象者：元請、又は1次下請企業の技能者 (元請の監理(主任)技術者を除く)</p> </div> <p>(1) 登録基幹技能者の種類は、P-13-「登録基幹技能者種類一覧表(参考)」を参照すること。</p> <p>(2) 当該工事に関連する種類の登録基幹技能者の配置を履行義務の対象とする。</p>	<p>【営繕チャレンジ型】</p> <table border="1" data-bbox="1002 331 1417 481"> <thead> <tr> <th>配点</th> <th>対象区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>配置あり</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>配置なし</td> </tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	1	配置あり	0	配置なし
配点	対象区分						
1	配置あり						
0	配置なし						

記載要領

- (1) 様式第5号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。なお、登録基幹技能者を配置しない場合は、本様式の作成及び提出は不要です。
- (2) 当該工事に関連する種類の登録基幹技能者を配置する場合に評価します。
- (3) 当該工事の施工に係る元請又は一次下請企業が配置する現場従事技能者(元請の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐を除く。)を評価対象とします。
- (4) 添付書類は不要です。
- (5) 当該工事の設計内訳書に記載される細目別内訳の項目と関連があると判断できる種類の登録基幹技能者の配置を評価します。(細目別内訳の項目と登録基幹技能者の種類に関連がないと判断される場合は、評価しません。)
- (6) 設計内訳書に記載される細目別内訳の項目の記載がない場合や設計内訳書にない細目別内訳の項目を記載した場合は、評価しません。
- (7) 「当該工事に関連する種類の登録基幹技能者」や「設計内訳書に記載される細目別内訳の項目」が複数の場合は、様式第5号に複数記載することを可能とします。
様式第5号を提出した受注者は、そのうち1以上の細目別内訳の項目・1種類以上の登録基幹技能者を配置すれば総合評価方式に係る履行義務は果たされたこととなります。

評価のポイント

- (1) 配置する登録基幹技能者は該当する細目別内訳の項目の施工期間の全てに従事させなければなりません。(1種類の登録基幹技能者に対して、複数の細目別内訳の項目を申請した場合、1つの細目別内訳の項目の施工期間の全てに従事すれば、総合評価方式に係る履行義務は果たされたこととなります。)
- (2) 契約後、施工計画書において従事者の氏名、従事期間を明示するとともに、登録基幹技能者の資格を有することを証する書面(登録基幹技能者講習修了証等)の写しを発注機関に提出してください。
- (3) 登録基幹技能者が途中交代となる場合は、様式第5号で申請した種類と同じ登録基幹技能者を配置してください。契約内容の担保となりますので、交代により評価点の減少となった場合、履行義務違反となりますので、ご注意ください。
- (4) 様式第5号に複数記載した場合、評価を行う際には最低の点数となる申請の点数を評価値としますので、ご注意下さい。(例えば、2種類の登録基幹技能者を申請した際に、いずれかの種類が当該工事に関連しない場合、0点となります。)
- (5) 設計内訳書において、同じ細目別内訳の項目の表記が2つ以上ある場合は、登録基幹技能者を配置する細目別内訳の項目が特定できるよう、次の表に掲げる細別等の上の階層と細目別内訳の項目を記載してください。

積算基準の適用	細目別内訳の項目の上の階層
営繕	科目別内訳、中科目別内訳

- (6) 受注者の責により履行されていないと判断された場合は、履行義務違反とし工事成績を減点することとします。

○登録基幹技能者種類一覧表（参考）

最新情報は一般財団法人建設業振興基金のHPをご確認ください。

URL：<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/status.php>

令和8年3月1日現在

登録基幹技能者の種類		対応工種(一例)	登録基幹技能者の種類		対応工種(一例)
1	登録電気工事基幹技能者	電気、電気通信	26	登録冷凍空調基幹技能者	管
2	登録橋梁基幹技能者	とび・土工、鋼構造物	27	登録運動施設基幹技能者	土木、とび・土工、ほ装、造園
3	登録造園基幹技能者	造園	28	登録基礎工基幹技能者	土木、とび・土工
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工	29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
5	登録防水基幹技能者	防水	30	登録標識・路面標示基幹技能者	とび・土工、塗装
6	登録トンネル基幹技能者	土木、とび・土工	31	登録消火設備基幹技能者	消防施設
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装	32	登録建築大工基幹技能者	建築、大工
8	登録左官基幹技能者	左官	33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス
9	登録機械土工基幹技能者	土木、とび・土工	34	登録ALC基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
10	登録海上起重基幹技能者	土木、しゅんせつ	35	登録土工基幹技能者	土木、とび・土工
11	登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	土木、とび・土工、鉄筋	36	登録ウレタン断熱基幹技能者	熱絶縁
12	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	37	登録発破・破碎基幹技能者	とび・土工
13	登録圧接基幹技能者	鉄筋	38	登録建築測量基幹技能者	大工
14	登録型枠基幹技能者	大工	39	登録解体基幹技能者	解体
15	登録配管基幹技能者	管	40	登録圧入工基幹技能者	とび・土工
16	登録鳶・土工基幹技能者	とび・土工	41	登録送電線工事基幹技能者	とび・土工、電気
17	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	42	登録さく井基幹技能者	さく井
18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上	43	登録あと施工アンカー基幹技能者	とび・土工
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具	44	登録計装基幹技能者	電気、管、機械器具設置、電気通信
20	登録エクステリア基幹技能者	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック	45	登録土質改良基幹技能者	土木、とび・土工
21	登録建築板金基幹技能者	屋根、板金	46	登録都市トンネル基幹技能者	土木、とび・土工
22	登録外壁仕上基幹技能者	左官、塗装、防水	47	登録潜函基幹技能者	とび・土工
23	登録ダクト基幹技能者	管	48	登録道路等法面保護基幹技能者	とび・土工
24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁	49	登録斜面防災基幹技能者	土木、とび・土工、さく井
25	登録グラウト基幹技能者	とび・土工	50	登録石材施工基幹技能者	石

登録基幹技能者の配置

工事名: ○○○工事

登録基幹技能者の配置の有無	● 配置あり
---------------	--------

○配置する場合

	登録基幹 「細	
記載欄1	I 庁舎 1. 直接仮設 外部足場	登録鳶・土工基幹技能者
記載欄2		
記載欄3		

各工事の設計内訳書に記載された「細目別内訳の項目」を記載する。(同じ細目別内訳の項目の表記が2つ以上ある場合は、上の階層の科目別内訳、中科目別内訳を併記する。)

「細目別内訳の項目」に関連する登録基幹技能者の種類を記載する。(「登録基幹技能者種類一覧表(参考)」を参照すること。)

【記入における留意事項】

- 1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き(営繕チャレンジ型)」を確認すること。
- 2 配置する場合は、評価対象である元請又は一次下請企業が配置する登録基幹技能者(元請けの主任、又は監理技術者を除く。)を記載すること。
- 3 複数申請する場合は複数に記載すること。(そのうち1種類以上の登録基幹技能者を配置)
- 4 必要に応じて、記載欄を追加すること。
- 5 一抜け方式入札において、申請点数が工事毎に変わる場合、本書は参加を希望するすべての工事分を作成すること。

5. 配置予定技術者の能力

様式第6号（営繕チャレンジ型）：配置予定技術者の資格・施工経験・CPDの取組

評価項目	評価基準																
<p>1 主任（監理）技術者資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任（監理）技術者が保有する資格を評価 (1) 入札公告に記載された資格を評価する。 例：「技術士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級電気通信工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」等 (2) 入札参加資格要件で技術者配置を設定している場合は、入札参加資格申請で申請した者のみを評価対象とする。 <p>※複数の技術者で申請する場合の評価の考え方については、P-22 - [複数の配置予定技術者の申請があった場合の評価の考え方] を参照すること。</p>	<p>【営繕チャレンジ型】</p> <table border="1" data-bbox="1002 358 1417 560"> <thead> <tr> <th>配点</th> <th>対象区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>入札公告に記載された資格</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>上記以外の資格</td> </tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	2	入札公告に記載された資格	0	上記以外の資格										
配点	対象区分																
2	入札公告に記載された資格																
0	上記以外の資格																
<p>2 過去10年間の同種工事の施工経験</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請けの主任（監理）技術者、又は現場代理人として施工した同種工事の施工経験（共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上のものに限る）を評価 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>評価対象工種：全ての工種</p> <ul style="list-style-type: none"> // 機関：発注者は問わない（民間工事も対象） // 期間：過去10年間 </div> <p>(1) 同種工事は、工事毎に設定し、入札公告に記載する。</p> <p>(2) 入札参加資格要件で技術者配置を設定している場合は、入札参加資格申請で申請した者のみを評価対象とする。</p> <p>※複数の技術者で申請する場合の評価の考え方については、P-22 - [複数の配置予定技術者の申請があった場合の評価の考え方] を参照すること。</p> <p>(3) 技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。評価対象の詳細については、入札公告によるものとする。</p> <p>(4) 過去に在籍していた会社での実績も評価の対象とする。 ただし、実際に従事していたことが確認できない場合は、評価を0点とする。</p> <p>(5) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。</p> <p>ア 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業</p> <p>イ 評価対象に加える期間（例）</p> <table border="1" data-bbox="263 1720 906 1863"> <thead> <tr> <th>休業期間</th> <th>評価対象期間に加える期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>3年</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・出産・育児等の休業期間の実態は、1年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加える。 ・通常の評価対象期間（過去10年間）に2回以上休業した場合「評価対象期間に加える期間」を合算する。 ・年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。 	休業期間	評価対象期間に加える期間	1年未満	1年	1年以上2年未満	2年	2年以上3年未満	3年	<p>【営繕チャレンジ型】</p> <table border="1" data-bbox="1002 824 1417 1025"> <thead> <tr> <th>配点</th> <th>対象区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>高い同種性がある</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>同種性がある</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>上記以外</td> </tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	4	高い同種性がある	2	同種性がある	0	上記以外
休業期間	評価対象期間に加える期間																
1年未満	1年																
1年以上2年未満	2年																
2年以上3年未満	3年																
配点	対象区分																
4	高い同種性がある																
2	同種性がある																
0	上記以外																

評価項目	評価基準														
<p>3 継続教育（CPD）の取組状況</p> <p>・主任（監理）技術者が入札公告に記載された団体が定める推奨単位以上を取得している場合に評価</p> <p>(1) 「技術士」、「建築施工管理技士」、「建築士」、「管工事施工管理技士」又は「電気工事施工管理技士」等に係る資格の場合に設定する。</p> <p>(2) 継続教育の証明は、以下の資格に対応した団体から発行された証明書により評価する。</p> <table border="1" data-bbox="197 609 943 947"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>証明書発行団体名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木施工管理技士</td> <td>(一社) 全国土木施工管理技士会連合会</td> </tr> <tr> <td>技術士</td> <td>(公社) 日本技術士会</td> </tr> <tr> <td>建築士 建築設備士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 電気工事施工管理技士</td> <td>建築CPD運営会議</td> </tr> </tbody> </table>	資格	証明書発行団体名	土木施工管理技士	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	技術士	(公社) 日本技術士会	建築士 建築設備士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 電気工事施工管理技士	建築CPD運営会議	<p>【営繕チャレンジ型】</p> <table border="1" data-bbox="1002 241 1417 394"> <thead> <tr> <th>配点</th> <th>対象区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	1	あり	0	なし
資格	証明書発行団体名														
土木施工管理技士	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会														
技術士	(公社) 日本技術士会														
建築士 建築設備士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 電気工事施工管理技士	建築CPD運営会議														
配点	対象区分														
1	あり														
0	なし														

記載要領

- (1) 様式第6号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
- (2) 記載する同種工事の実績の件数は原則1件とします。ただし、複数の工事と同種工事の実績を申請する場合は、全ての工事について様式第6号を作成してください。
- 例) 「〇〇を伴う□□工事（同一の工事でなくても可）」が評価対象の場合
- A工事：〇〇の工事実績として、様式第6号を作成
- B工事：□□の工事実績として、様式第6号を作成
- (3) 公告文に記載された当該工事が「高い同種性がある工事」又は「同種性がある工事」に該当することに加え、配置予定技術者が主任（監理）技術者等として配置されていたことを証明できる資料の写しを添付してください。単一の資料で十分に確認できない場合は、複数の資料で要件を満たすことを証明してください。
- ＜証明資料に求める事項＞
- ・当該工事が公告文に記載された期日までに完成したことが確認できること
 - ・元請工事であること
 - ・公告文に記載された工種、構造、用途又は規模等が確認できること
 - ・主任（監理）技術者又は現場代理人としての配置が確認できること

<証明資料の例>

- コリンプ竣工実績データ（公共工事の場合）
- 契約図書（契約書、函面、特記仕様書等）
- 竣工函面・完成写真
- 建築基準法の規定による検査済証
- 工事発注者が工事の完成を確認したことを示す書面
- 建築工事完了引渡証明書等、工事の完成や引き渡しを証明する書面
- 工事代金の領収書等、工事費の完成払いの完了が確認できる書面
- 建物の登記事項証明書
- 施工体制台帳、技術者選任通知書等

なお、入札参加資格確認申請と同一の工事とする場合は、証明資料はこれを兼ねることができます。

(4) 『主任（監理）技術者資格』について、配置予定者技術者のうち、主任（監理）技術者の資格は、一級国家資格又は技術士となります。

該当する資格に応じて、「監理技術者資格者証取得年月日」、「監理技術者講習修了証終了年月日」や「その他の資格」の「資格名称」及び「取得年月日」を記載願います。

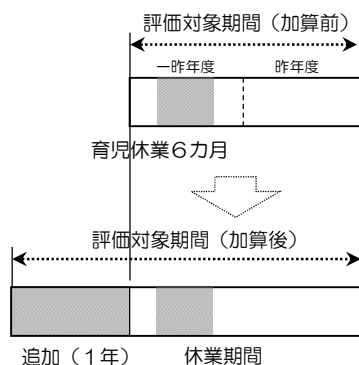
(5) 工事経験を有する工事は、様式第3号の工事と同一でなくても構いません。

[共通]

- (1) 工事経験、工事成績の評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価します。(別図 1 参照)
- (2) 技術者の途中変更があった工事の実績については、従事期間の最も長い技術者のみが評価対象となります。
ただし、製作を含む工事について、製作期間を除く期間に配置している技術者のみ評価する工事もありますので、入札公告文を確認して下さい。
また、フレックス工期契約制度による工事も、配置を要しない期間を除き、従事期間が最も長い技術者のみ評価します。
- (3) 技術者を技術資料提出時に 1 人に特定できない場合は、複数の技術者を申請することができます。この場合、本様式は全ての技術者分を作成して下さい。
なお、各技術者とも入札参加資格を満たさなければなりません。
また、評価を行う際には複数の技術者のうち、配置予定技術者「資格」、「工事経験」及び「継続教育 (CPD) の取組状況」の合計点が最も低い技術者の点数で評価します。
(「若手技術者・女性技術者の配置」を除いた評価となりますので、ご注意下さい。)
※P- 22 - [複数の配置予定技術者の申請があった場合の評価の考え方] を参照
- (4) 実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合以外は、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めません。
- (5) 複数の主任 (監理) 技術者を配置する場合は、主たる権限を持つ主任 (監理) 技術者を評価対象とします。監理技術者を置く特定 JV においては、主たる権限を持つ監理技術者のみを評価対象とし、他の構成員の主任技術者は評価対象外とします。
- (6) 入札参加資格で配置予定技術者の資格要件が定められている工事において、「若手・女性技術者の配置」を除く評価項目で提出する当該技術者は、入札参加資格申請で提出した技術者と同一とします。

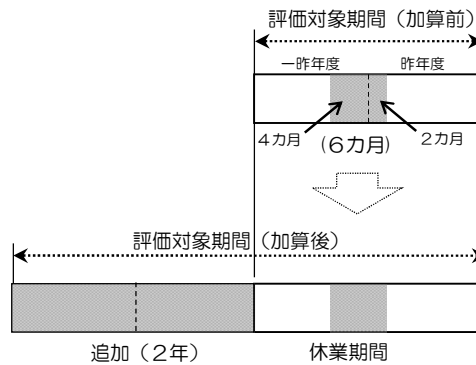
(別図 1) 「出産・育児等により休業した場合の評価対象期間について」

①休業期間が年度をまたがない場合



6ヵ月を1年に切り上げて、評価対象期間に加える。

②休業期間が年度をまたぐ場合



各年度の休業期間を1年ずつに切り上げて、計2年を評価対象期間に加える。

[工事経験]

- (7) 「工事経験」は配置予定技術者の施工経験がない場合は、0点で評価します。
- (8) 公共工事、民間工事共に評価の対象となりますが、添付の証明資料で要件を満たしていることが確認できる必要があります。
- (9) 過去10年間の同種工事の施工経験は、担当技術者及び現場技術員は評価の対象となりません。
- (10) JVの構成員としての経験は、評価に出資比率を掛けずに評価します。
なお、出資比率が20%未満の場合には経験として評価しません。
- (11) 評価対象に複数の要件を設定した場合、例えば、一方は高い同種性がある工事の実績、もう一方は同種性がある工事の実績と異なる場合は、評価の低い方の実績で評価します。
例)「〇〇を伴う□□工事(同一の工事でなくても可)」が評価対象で、
A工事：〇〇の工事実績……………高い同種性がある工事の実績
B工事：□□の工事実績……………同種性がある工事の実績 の場合、
⇒同種性のある工事の実績(評価の低い方)で評価します(3点)

[継続教育(CPD)の取組状況]

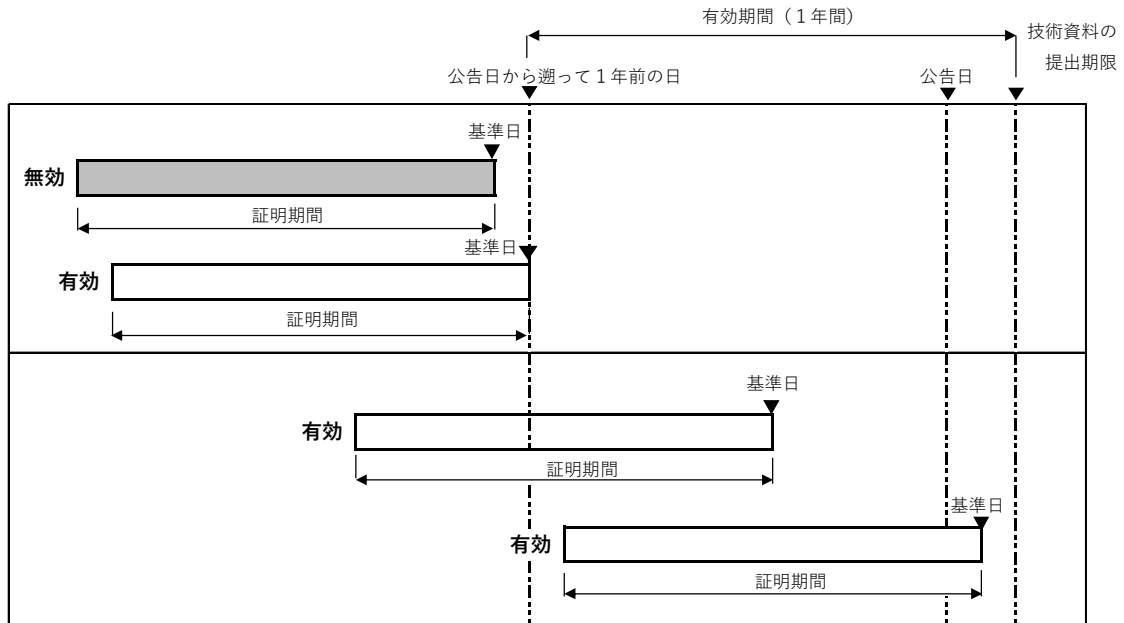
- (12) 様式第6号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
- (13) 証明期間は原則として1年単位とします。
- (14) CPDの証明書の写し(コピー)を提出してください。基準日が有効期限内であることを確認します。証明書は単位数だけでなく学習履歴が記載されたもの、

又はこれを証明する資料を添付してください。これが確認できない場合は、評価されませんのでご注意ください。

- (15) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとします。

<CPDの有効な基準日の考え方について>

※基準日は、取得した証明書の証明期間の最終の日付とします。



- (16) 学習履歴証明書の証明期間は推奨単位取得が確認できる1年間とする。

- (17) 1年間を越える証明期間が記載されている場合は、以下の単位取得状況を確認できる資料を併せて提出してください。

例) 建築CPD運営会議の場合・・・建築CPD実績証明書と受講履歴

(参考) 建築 CPD 実績証明書の例

様式3-5 建築 CPD 実績証明書(受講履歴付き様式)

建築 CPD 実績証明書
(受講履歴付き)

平成28年02月16日

テスト株式会社
〒289-1234
千葉県〇〇市〇〇町1丁目123-4

建築 CPD 運営会議
座長 高梨 晃一
建築 CPD 運営会議事務局
(公財) 建築技術教育普及センター
理事長 浅野 宏

履修期間が1年間であることを確認する。

下記の通り、建築 CPD の実績を証明します。

記

履修期間：平成 26 年 04 月 01 日 ~ 平成 27 年 03 月 31 日

履修期間が1年間を超える場合は、別途、受講履歴を添付してください。

資格名	番号	氏名	認定時間
一級建築士	999991	建築 花子	5
一級建築士	999999	建築 太郎	4
一級建築士	999992	建築 次郎	12
総認定時間数			21

基準日が入札公告の日から遡って1年前の日から総合評価方式の技術資料の提出期限までの間にあるものを有効とする。

配置予定技術者が12認定時間/年を確認する。

建築 CPD 情報提供制度の推奨単位は、12 認定時間/年

受講履歴

資格名	番号	氏名

実施日	プログラム名	主催者	形態 分類	分野 分類	認定 時間
認定時間合計					

[複数の配置予定技術者の申請があった場合の評価の考え方]

(事例 1)

配置予定技術者の能力	〇〇建設			評価値
	技術者 A	技術者 B	技術者 C	
主任（監理）技術者資格	2	2	2	2
同種工事の施工経験	4	2	2	2
継続教育（CPD）取得状況	1	1	0	0
合計点	7	5	4	4

※配置される技術者が特定できないため、合計点が最も低い技術者 C の得点が評価値となります。

※やむを得ない理由等で、契約後に技術者の途中変更を行う場合、評価値の合計点が減少する技術者（例えば、技術者 B を技術者 C に変更）を配置した場合は**履行義務違反**となりますのでご注意ください。

※複数の配置予定技術者の申請における評価値の比較については、「若手・女性技術者の配置」を除いた評価値で評価します。

(事例 2)

配置予定技術者の能力	〇〇建設				評価値
	技術者 A	技術者 B	技術者 C	現場代理人 D	
主任（監理）技術者資格	2	2	2	—	2
同種工事の施工経験	2	4	2	—	2
継続教育（CPD）取得状況	1	1	0	—	0
若手・女性技術者の配置	—	—	—	1	1
合計点	5	7	4	—	5

※「若手・女性技術者の配置」が現場代理人として申請された場合は、主任（監理）技術者の合計点に加え、別途加点となります。

※現場代理人 D の従事がない場合は、「若手・女性技術者の配置」において**履行義務違反**となりますのでご注意ください。

様式第6号(営繕チャレンジ型)

配置予定技術者の資格・工事経験・工事成績

工事名: ○○○工事

区 分	-	主任技術者
	●	監理技術者
氏名(ふりがな)	千葉 太郎 (ちば たろう)	
所 属 会 社	(株)△△建設	

○主任(監理)技術者資格

資 格 の 有 無	●	資格あり	-	資格なし
監理技術者 資格者証	取得年月日	平成○○年○○月○○日		
	修了年月日	平成△△年△△月△△日		
の そ 資 の 格 他	資格名称	技術士(○○)		
	取得年月日	平成○○年 □月 □日		

○過去10年間の同種工事の施工経験

対 象 区 分	●	高い同種性がある		
	-	同種性がある		
	-	上記以外		
発 注 者 名	○○○○○			
工 事 名	△△△△工事			
コリンズ登録番号※1	4999999991			
工 事 箇 所	○○○			
受 注 形 態	●	単体	-	共同企業体
		共同企業体名		
		出 資 比 率		
請 負 金 額	○○○,○○○,○○○円			
請負金額全体 (共同企業体の場合)	(円)			
工 期	明治33年1月1日	~	明治33年1月1日	(1日)
従 事 役 職 ※ 2	●	主任技術者	-	監理技術者
	●	現場代理人		
従 事 期 間	明治33年1月1日	~	明治33年1月1日	(1日)
工 事 概 要	鉄筋コンクリート造 地上2階建て 延べ面積700㎡ 上記建築物の新築に係る建築工事			
評価対象期間の追加の有無	-	追加あり	●	追加なし

○継続教育(CPD)の取組状況

継続教育(CPD)の取組状況の有無	●	あり	—	なし
証明書発行団体名	(公社)日本技術士会、建築CPD運営会議			

※1 当該同種工事がコリンズに竣工登録されている場合は記入すること

※2 従事役職を証明できるもの(公共工事の場合はコリンズ竣工実績データ、民間工事の場合は施工体制台帳、技術者選任通知書等)を添付すること

【記入における留意事項】

(共通)

- 1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き(営繕チャレンジ型)」を確認すること。
- 2 特定・経常JVにおいて、配置予定技術者に監理技術者を配置する工事については、監理技術者を評価対象とする。(主任技術者は評価対象外)
- 3 入札参加資格確認申請書の添付資料で確認できるものは、添付不要とする。

(資格について)

- 4 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の写しを添付すること。
また、配置予定技術者の資格を申請する場合は、当該資格に係る認定証明書の写し等を添付すること。

(工事経験について)

- 5 記載する同種工事の実績の件数は原則1件とする。
(複数の工事で同種工事の実績を申請する場合を除く)
- 6 工事概要は、同種工事に該当することが確認できるように記載すること。
- 7 工事経験を有する工事は、様式第3号の工事と同一でなくてもよい。
- 8 当該工事の内容を証明できるもの(コリンズ竣工実績データ等、契約書、図面の写し等)を添付すること。
(竣工していることがわかる書類(公共工事の場合はコリンズ竣工実績データ、民間工事の場合は工事完了引渡証明書等のほか、従事役職の分かる書類(施工体制台帳、技術者専任通知書等)を忘れないこと。)
なお、入札参加資格確認申請書と同一の工事とする場合は、証明資料はこれを兼ねることができる。

(継続教育(CPD)について)

- 9 各団体が発行する学習履歴を証明する証明書(各団体推奨単位を取得していること及び有効期間内であることを証明する書類)を添付すること。

様式第6号（営繕チャレンジ型）：配置予定技術者の評価対象期間の追加事由

記載要領

- (1) 様式第6号について、評価対象期間の追加を行う場合、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。なお、対象外の場合は、作成及び提出は不要です。
- (2) 産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得状況を証明するもの（事業主が労働者に休業期間を通知した書面等（休業期間の確認が出来るものに限る））を添付すること。

○配置予定技術者の評価対象期間の追加事由

評価対象期間の追加項目	過去10年間の同種工事の施工経験			
休業種別	—	産前休業	—	産後休業
	—	育児休業	—	介護休業
休業期間	～			
追加対象期間	0年			

評価対象期間の追加項目	過去10年間の同種工事の施工経験			
休業種別	—	産前休業	—	産後休業
	—	育児休業	—	介護休業
休業期間	～			
追加対象期間	0年			

評価対象期間の追加項目	過去10年間の同種工事の施工経験			
休業種別	—	産前休業	—	産後休業
	—	育児休業	—	介護休業
休業期間	～			
追加対象期間	0年			

評価対象期間の追加項目	過去10年間の同種工事の施工経験			
休業種別	—	産前休業	—	産後休業
	—	育児休業	—	介護休業
休業期間	～			
追加対象期間	0年			

評価対象期間の追加項目	過去10年間の同種工事の施工経験			
休業種別	—	産前休業	—	産後休業
	—	育児休業	—	介護休業
休業期間	～			
追加対象期間	0年			

追加評価対象期間合計	過去10年間の同種工事の施工経験	0年
------------	------------------	----

【記入における留意事項】

- 1 産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得状況を証明するもの（事業主が労働者に休業期間を通知した書面等（休業期間の確認が出来るものに限る））を添付すること。

様式第7号（営繕チャレンジ型）：若手技術者・女性技術者の配置

評価項目	評価基準						
<p>4 若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置</p> <p>・若手技術者、又は女性技術者を当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者等として配置する場合に評価</p> <p>（1）若手技術者の年齢は、入札公告日時点で40歳未満とする。</p> <p>（2）現場代理人に若手技術者・女性技術者を配置する場合は、発注工種における主任技術者に相当する資格を有するものを評価対象とする。</p> <p>※複数の技術者で申請する場合の評価の考え方については、P- 22 - [複数の配置予定技術者の申請があった場合の評価の考え方] を参照すること。</p>	<p>【営繕チャレンジ型】</p> <table border="1" data-bbox="1013 309 1426 461"> <thead> <tr> <th>配点</th> <th>対象区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>配置あり</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>配置なし</td> </tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	1	配置あり	0	配置なし
配点	対象区分						
1	配置あり						
0	配置なし						

記載要領

- (1) 様式第7号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
- (2) 若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者等として配置する場合に評価します。
 - <評価対象>
監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐、現場代理人、特定JVで各構成員が配置する主任技術者
 - <評価対象外>
担当技術者、現場技術員、監理技術者を配置する工事において形式上配置する主任技術者、監理技術者又は主任技術者を補助するために形式上配置する主任技術者
- (3) 若手技術者とは、入札公告日時点において満40歳未満の技術者とし、性別は問いません。
- (4) 女性技術者は、年齢を問いません。
- (5) 若手技術者は、直接的な雇用を証明する資料と年齢（満40歳未満）を証明する資料の写しを添付してください。
 - <年齢を証明する資料の例>
 - ・監理技術者資格者証
 - ・運転免許証
 - ・雇用保険被保険者証及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）
 - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）
 - ・マイナンバーカード（おもて面）

(6) 女性技術者は、直接的な雇用を証明する資料と性別を証明する資料の写しを添付してください。

<性別を証明する資料の例>

- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）
- ・マイナンバーカード（おもて面）
- ・住民票記載事項証明書

(7) 個人情報のため、必要箇所（氏名、年齢、性別等）以外は塗りつぶすなどの処理をお願いします。

(8) 技術者を1人に特定することができない場合は、複数の者を申請することができます。この場合、本書は全ての技術者分作成してください。その際は、各技術者とも入札参加資格要件を満たす必要があります。

(9) 一抜け方式入札において、それぞれの工事で異なる役職に若手技術者・女性技術者を配置する場合、本書は参加を希望する全ての工事分を作成すること。
ただし、参加を希望する全ての工事で、申請点数が同一であること。

評価のポイント

(1) 現場代理人に若手技術者又は女性技術者を配置する場合は、入札公告に記載された工種に関連する主任技術者相当の資格を有する者を評価対象とします。

(2) 主任（監理）技術者に若手技術者又は女性技術者を配置する場合は、入札公告に記載された工種に関する主任技術者相当の資格を有する者であることが必要です。ただし、当該工事の入札参加資格要件で配置予定技術者の資格を定めている場合は、その要件を満たす者である必要があります。

(3) 専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める工事の場合、監理技術者補佐に若手技術者又は女性技術者を配置する場合も評価対象とします。
この場合、当該工事に係る監理技術者補佐として配置できる法令上の資格要件を満たしている必要があります。

(4) 資格証明は、技術検定合格後、合格証明書受領までの期間は指定試験機関が通知する合格通知書でも可能とします。

ただし、合格通知書は合格証明書発行までの暫定的な確認手段であるため、契約後に合格証明書を確認します。合格証明書を受領した際には、速やかに合格証明書の写しを発注機関に提出してください。

若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置

工事名: ○○○工事

若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置の有無	●	配置あり
	—	配置なし

○配置する場合

配置技術者の種類	●	若手技術者
	—	女性技術者
従事役職	—	現場代理人
	—	主任技術者
	●	監理技術者
	—	監理技術者補佐
	—	
氏名(ふりがな)	千葉 太郎 (ちば たろう)	
生年月日(年齢)	平成□□年 △月 ○日 (30歳)	
資格名称	一級建築施工管理技士	

【記入における留意事項】

- 1 「千葉県総合評価方式ガイドライン(工事)」及び「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き(営繕チャレンジ型)」を確認すること。
- 2 技術者を1人に特定することができない場合は、複数の者を技術者とすることができる。
この場合、本様式は全ての技術者分作成すること。
- 3 証明資料が他の技術資料と同一の場合は、添付不要とする。
- 4 一抜け方式入札において、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める工事及び配置を認めない工事が混在する場合、本様式は参加を希望する全ての工事分を作成すること。

6. 地域精通度

様式第8号（営繕チャレンジ型）：当該管内での施工実績

評価項目	評価基準								
<p>1 過去10年間の当該管内での施工実績</p> <p>・元請けとして当該管内で施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上のものに限る）を評価</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>評価対象工種：全ての工種（発注工種以外でも可）</p> <p>// 機関：国・県・市町村等</p> <p>// 期間：過去10年間</p> </div> <p>(1) 当該管内とは、原則として発注事務所を単位とする。県土整備部においては、土木事務所単位とする。</p> <p>(2) 入札参加資格要件で県外企業が含まれる場合は、「当該管内」を「千葉県内」とする。</p>	<p>【営繕チャレンジ型】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>配点</th> <th>対象区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>国・県等の実績</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>市町村等の実績</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>上記以外</td> </tr> </tbody> </table>	配点	対象区分	2	国・県等の実績	1	市町村等の実績	0	上記以外
配点	対象区分								
2	国・県等の実績								
1	市町村等の実績								
0	上記以外								

記載要領

- (1) 様式第8号について、欄外の注記、本書の記載例を確認の上、記載願います。
- (2) 国・県・市町村等とは、以下の機関とします。
- ① 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）とします。
 - ② 県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社とします。
 - ③ 市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）、東京都23区（特別区）及び千葉県内の以下a～cのいずれかの団体とします。
 - a 地方自治法に基づく一部事務組合、又は広域連合等
 - b 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社、又は一部事務組合の土地開発公社
 - c 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為又は定款の目的又は事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人又は同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）。

- ④ 独立行政法人等発注工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）において準ずる機関とは、施行令第1条に該当しない下記に示す特殊法人等もあります。

具体的には、各発注機関の指示に従って下さい。

例： 国立大学法人、国立病院機構、地方共同法人など「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条に規定する資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人及びその設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事の発注を行う法人であること。

又、受注当時は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に規定する機関であったが、その後、対象外の機関となった場合にも加点対象とします。受注時の施行令で判断し、工事が完成しているものを評価します。

- ⑤ 国の機関、独立行政法人及び特殊法人などは、以下の資料を参考に確認してください。

(a) 国、県、市町村等の機関等一覧表

出典：国税庁法人番号公表サイト（国税庁）

<https://www.houjin->

[bangou.nta.go.jp/setsumeikuninokikanichiran.html](https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumeikuninokikanichiran.html)

(b) 独立行政法人・特殊法人等一覧表

出典：総務省ホームページ 令和8年4月1日現在

(独立行政法人)

https://www.soumu.go.jp/main_content/001068482.pdf

(特殊法人)

https://www.soumu.go.jp/main_content/001064429.pdf

(元サイト)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/satei2.html

- ⑥ 国・県・市町村等それぞれの具体例は以下のとおりです。

a 国等

日本下水道事業団、放送大学学園、東京国税局、東京高等裁判所、独立行政法

人国立高等専門学校機構 木更津工業高等専門学校など

b 県等

政令指定都市など

c 市町村等

地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院、北千葉広域水道企業団など

d 評価されない実績

土地改良区、静岡県公立大学法人 静岡県立大学、千葉県以外の道路公社、千葉県外の一部事務組合、政令指定都市になる前の市町村など

評価のポイント

- (1) 公共工事の施工実績であれば、入札公告で指定の当該工種以外の工種の実績でも評価します。(工種や施工内容は問わない)
- (2) 複数の管内での施工実績の場合は、一部でも当該管内が含まれれば評価されます。
- (3) 本評価項目において民間工事は評価の対象となりません。

7. 地域貢献度

様式なし：営業拠点の所在地

評価項目	評価基準	
1 営業拠点（本店）の当該管内における所在地 ・入札公告日時点において、当該管内における営業拠点（本店）の所在地の有無を評価	【営繕チャレンジ型】	
	配点	対象区分
	2	当該管内に本店あり
	0	当該管内に本店なし

対象要件

- (1) 入札公告に指定された管内に建設業法上の本店がある場合、評価します。

8. 一抜け方式入札について

対象要件

「建設工事等に係る一般競争入札（事後審査Ⅱ型）のしおり」4 一抜け方式の対象案件で総合評価の方法、価格以外の評価点の算定方法が同一の案件を対象としています。
この算定方法とは、設定した評価項目、配点、評価基準が同一であることをいいます。

記載要領

- (1) 一抜け方式入札の場合、提出する技術資料は各様式1つとし、参加を希望する全ての工事で、各評価項目の申請点数は同一とすること。
ただし、以下の様式については、各様式の注釈のとおり作成してください。

○様式第5号（営繕チャレンジ型）（登録基幹技能者の配置）

- （注）一抜け方式入札において、それぞれの工事で異なる細目別内訳に登録基幹技能者を配置する場合は、参加を希望する全ての工事分の第5号様式を作成すること。
ただし、参加を希望する全ての工事で、申請点数は同一であること。

○様式第7号（営繕チャレンジ型）（若手技術者・女性技術者の配置）

- （注）一抜け方式入札において、それぞれの工事で異なる役職に若手技術者・女性技術者を配置する場合は、参加を希望する全ての工事分の第7号様式を作成すること。
ただし、参加を希望する全ての工事で、申請点数は同一であること。
（設計金額により、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置要件が異なる場合があります。入札公告の記載を確認してください。）

第3章 入札手続き・評価方法など

1. 契約内容の担保

留意事項

- (1) 発注者側の理由による設計変更や現場着手後に判明した事象への対応のために提案内容が履行不可能となった場合、総合評価上の減点等はありません。
ただし、受発注者協議の上、工事打合せ簿により履行義務の対象外である旨の記録を残しておく必要があります。
- (2) 技術資料提出後の技術者の途中変更は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合で、発注者と合意がなされた場合に認められます。
ただし、交代前後で技術者に係る評価点の合計点が減少しない者を配置してください。契約内容の担保となりますので、交代により評価点の減少となった場合、履行義務違反となりますので、ご注意ください。
(P- 22 - 「複数の配置予定技術者の申請があった場合」の評価の考え方 参照)
- (3) 若手・女性技術者（主任技術者）が、出産・育児休業等となった場合の緩和措置として、コリンズ上に主任技術者の登録を残し、若手・女性技術者に代わる技術者を新たに追加登録することで履行を担保できます。
ただし、その技術者が評価点の合計値が減少となった場合、履行義務違反となりますので、ご注意ください。
(P- 22 - 「複数の配置予定技術者の申請があった場合」の評価の考え方 参照)

2. 評価調書（評価結果）

- (1) 評価調書は、ちば電子調達システム（入札情報サービス）に掲載されます。
 なお、システムへの掲載は若干時間を要します。
- (2) 評価調書（技術評価点及び評価項目毎の得点）の公表については、技術審査会、又は学識経験者の意見聴取に諮り技術評価点を確定したものを対象とします。
 そのため、技術審査会、又は学識経験者の意見聴取の開催前までに辞退等をした者は公表しません。
- (3) 自己採点方式では、原則、落札候補者以外（評価値が2位以下の者）については審査を行わないため、審査を行った者については2次評価値、審査を行わなかった者については、1次評価値（申請点）で公表します。

入札情報 (工事) 2020.09.25 14:22 ヘルプ

入札結果表示

top > 入札結果表示

令和2年度 千葉県 入札結果

入札担当部署

開札執行日時

案件名

工事/納入場所

路線/海名	予定価格	税込	円
		税抜	円
工種又は業種	調査基準価格	税込	円
		税抜	円
入札方式	最低制限価格	税込	-
		税抜	-
落札者名	落札決定金額	税込	円
		税抜	円

第1回入札結果

No	商号又は名称	技術評価点	入札書記載金額(税抜)	評価値	入札結果
1		120	円	1.6000	落札
2		117.894	円	1.5114	

説明文書等

No	文書名	格納ファイル名/外部リンクURL
1	評価調書	8-01.pdf
2	法定福利費	8-02.pdf

ここをクリック (評価調書へ)

評価調書（公表用）

令和〇年〇月〇日 公表

工事番号	主務課・事務所名	工事名	路線名・工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式	工事概要
工第〇〇号	〇〇課 ××土木事務所	社会資本整備総合交付金工事(〇〇工)	主要地方道 〇〇線 ××市 △△	63,000,000円	一般競争入札	橋台2基、橋脚1基 鋼管基礎杭L=20m、20本

【落札者決定基準】 評価項目及び評価点

企業の技術力										企業の信頼性・社会性										その他				
企業の施工能力					配置予定技術者の能力					地域 助産度	地域貢献度					自由項目	手持ち 工事量	合計	加算点	標準点	技術評価点			
施工実績	工事実績	優良工事	難工事	登録基幹 技術者	ICT活用	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事実績	若手・女性 技術者	継続教育 (CPD)	施工実績	災害協定	BCPの 認定	県内企業 の活用	営業拠点	県産品					地域特有 貢献	災害活動 実績	
2	6	2	(1)	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	-	2	1	1	1	1	32	20	100	120

【技術資料の審査結果】

業者名	施工実績	工事実績	優良工事	難工事	登録基幹 技術者	ICT活用	不誠実な 行為	保有資格	施工経験	技術者 工事実績	若手・女性 技術者	継続教育 (CPD)	施工実績	災害協定	BCPの 認定	県内企業 の活用	営業拠点	県産品	地域特有 貢献	災害活動 実績	手持ち 工事量	合計	加算点	標準点	技術評価点	備考
●建設工業(株)	2	6	2	0	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	30	20,000	100	120,000	
(株)△△組	2	5	2	0	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	29	19,333	100	119,333	注1
▲▲建設(株)	2	5	2	0	1	1	0	2	2	2	0	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	28	18,666	100	118,666	注1
(株)□□□□	2	5	0	1	1	1	0	2	2	2	0	1	2	2	1	0	2	1	1	1	0	27	18,000	100	118,000	注1
(株)■建設	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	11	7,333	100	107,333	注1
××建設(株)	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	12	8,000	100	108,000	注1
△△建設(株)	2	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	2	1	0	0	1	13	8,666	100	108,666	注1

注1) 自己採点方式での審査のため、公表する評価調書の技術評価点は入札参加者の申請点により算出している。

注2) 辞退及び未入札の者については公表しない。

◎一抜け方式の場合の評価調書

【開札順 1 番目の工事】

評価調書（公表用）

令和〇年〇月〇日 公表

工事番号	主務課・事務所名	工事名	路線名・工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式	工事概要
工東〇〇号	〇〇課 ××土木事務所	社会資本整備総合交付金工事(〇〇工)	主要地方道 〇〇線 ××市 △△	63,000,000円	一般競争入札	橋台2基、橋脚1基 鋼管基礎杭L=20m、20本

【落札者決定基準】 評価項目及び評価点

企業の技術力											企業の信頼性・社会性								その他						
企業の施工能力					配置予定技術者の能力						地域貢献度				自由項目				合計	加算点	標準点	技術評価点			
施工実績	工事成績	優良工事	随工事	登録基幹技術者	ICT活用	不誠実な行為	保有資格	施工経験	技術者工事成績	若手・女性技術者	継続教育(CPD)	施工実績	災害協定	BCPの認定	県内企業の活用	営業拠点	県産品	地域特有貢献					災害活動実績	手持ち工事量	
2	6	2	(1)	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	—	2	1	1	1	1	1	32	20	100	120

【技術資料の審査結果】

業者名	施工実績	工事成績	優良工事	随工事	登録基幹技術者	ICT活用	不誠実な行為	保有資格	施工経験	技術者工事成績	若手・女性技術者	継続教育(CPD)	施工実績	災害協定	BCPの認定	県内企業の活用	営業拠点	県産品	地域特有貢献	災害活動実績	手持ち工事量	合計	加算点	標準点	技術評価点	備考	
●建設工業(株)	2	6	2	0	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	0	2	1	1	1	1	0	30	20,000	100	120,000	
(株)△△組	2	5	2	0	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	0	2	1	1	1	1	0	29	19,333	100	119,333	
▲▲建設(株)	2	5	2	0	1	1	0	2	2	2	0	1	2	2	1	0	2	1	1	1	1	0	28	18,666	100	118,666	注1
(株)□□□□	2	5	0	1	1	1	0	2	2	2	0	1	2	2	1	0	2	1	1	1	1	0	27	18,000	100	118,000	注1

【開札順 2 番目以降の工事】

評価調書（公表用）

令和〇年〇月〇日 公表

工事番号	主務課・事務所名	工事名	路線名・工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式	工事概要
工東〇〇号	〇〇課 ××土木事務所	社会資本整備総合交付金工事(〇〇工)	主要地方道 〇〇線 ××市 △△	63,000,000円	一般競争入札	橋台2基、橋脚1基 鋼管基礎杭L=20m、20本

【落札者決定基準】 評価項目及び評価点

企業の技術力											企業の信頼性・社会性								その他						
企業の施工能力					配置予定技術者の能力						地域貢献度				自由項目				合計	加算点	標準点	技術評価点			
施工実績	工事成績	優良工事	随工事	登録基幹技術者	ICT活用	不誠実な行為	保有資格	施工経験	技術者工事成績	若手・女性技術者	継続教育(CPD)	施工実績	災害協定	BCPの認定	県内企業の活用	営業拠点	県産品	地域特有貢献					災害活動実績	手持ち工事量	
2	6	2	(1)	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	—	2	1	1	1	1	1	32	20	100	120

【技術資料の審査結果】

業者名	施工実績	工事成績	優良工事	随工事	登録基幹技術者	ICT活用	不誠実な行為	保有資格	施工経験	技術者工事成績	若手・女性技術者	継続教育(CPD)	施工実績	災害協定	BCPの認定	県内企業の活用	営業拠点	県産品	地域特有貢献	災害活動実績	手持ち工事量	合計	加算点	標準点	技術評価点	備考	
●建設工業(株)	2	6	2	0	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	0	2	1	1	1	1	0	30	20,000	100	無効	
(株)△△組	2	5	2	0	1	1	0	2	2	2	1	1	2	2	1	0	2	1	1	1	1	0	29	19,333	100	119,333	
▲▲建設(株)	2	5	2	0	1	1	0	2	2	2	0	1	2	2	1	0	2	1	1	1	1	0	28	18,666	100	118,666	注1
(株)□□□□	2	5	0	1	1	1	0	2	2	2	0	1	2	2	1	0	2	1	1	1	1	0	27	18,000	100	118,000	注1
(株)■建設	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	11	7,333	100	107,333	注1	
××建設(株)	0	2	0	0	1	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	12	9,000	100	109,000	注1	
○△建設(株)	2	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	2	1	0	0	1	13	8,666	100	108,666	注1	

注1) 自己採点方式での審査のため、公表する評価調書の技術評価点は入札参加者の申請点により算出している。
注2) 辞退及び未入札の者については公表しない。

開札順1番目の工事において、落札者となった者を、無効とする。

3. JVの評価方法について

JV等の各評価項目については、構成員ごとの点数を小数のまま算出します。各評価項目において構成員毎の点数を合計したのちに小数点以下第2位を切捨てます。

【過去、JVで受注した工事实績の取扱い】※単体で入札参加する場合

評価項目		特定JVで受注した工事の評価方法	経常JVで受注した工事の評価方法
施企業の 力機能の	過去10年間の同種工事の施工実績	出資比率を掛けない。	出資比率を掛けない。
者定配置 の技術予 能	過去10年間の同種工事の施工経験	出資比率を掛けない。	出資比率を掛けない。
地域精 通度	過去10年間の当該管内での施工実績	出資比率を掛けない。	出資比率を掛けない。
		出資比率が20%以上の工事について、上記の評価を行う。 出資比率が20%未満の工事实績は評価しない	

【JVで参加する場合の評価方法】

評価項目		経常JVで参加する場合の評価方法
工企業の 力機能の 施	過去10年間の同種工事の施工実績	構成員の実績（いずれか1社があれば良い）
	登録基幹技能者の配置	経常JV又は1次下請企業が配置する現場従事技能者（経常JVの主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐を除く）で評価する（出資比率を掛けない。）
配置予 定技術 者の能 力	主任（監理）技術者資格	経常JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）
	過去10年間の同種工事の施工経験	経常JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）
	若手技術者・女性技術者の配置	経常JVの配置予定技術者、又は現場代理人で評価する。（出資比率を掛けない。）
	継続教育（CPD）の取組状況	経常JVの配置予定技術者で評価する。（出資比率を掛けない。）
地域精 通度	過去10年間の当該管内での施工実績	構成員ごとに評価し、出資比率で按分する。※1
地域貢 献度	営業拠点（本店）の当該管内における所在地	経常JVの所在地（代表者の住所）で評価する。（出資比率を掛けない。）
—		出資比率が20%以上の工事について、上記の評価を行う。 出資比率が20%未満の工事实績は評価しない

※1 地域精通度（営業拠点（本店）の当該管内における所在地）の計算例

A者 国・県等の実績あり（出資比率65%）：2点

B者 市町村等の実績あり（出資比率35%）：1点

の場合は、

$$2点 \times 0.65 + 1点 \times 0.35 = 1.65$$

⇒ 1.6点（小数点以下第2位を切捨て）